



鳥取県公報

令和8年10月30日（金）
号外第56号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の一部を改正する条例（30）（市町村課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例（31）（環境立県推進課）・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	鳥取県の人事行政の運営等の状況（人事企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

公布された条例のあらまし

◇鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

公職選挙法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 選挙運動に関する収入の適正な管理について定めた規定中引用する公職選挙法の用語を改める。

(2) 施行期日は、令和9年3月1日とする。

◇鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 環境影響評価その他の手続に係る規定を適用しない事業について定めた規定中引用する災害対策基本法の用語を改める。

(2) 施行期日は、令和8年11月2日とする。

条 例

鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第30号

鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例（令和6年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(適正な選挙運動等) 第2条 略 2・3 略 4 出納責任者（法第180条第1項に規定する出納責任者をいい、これに代わってその職務を行う者を含む。）は、法第142条の3の規定により行うインターネット等を利用する方法による広告料収入その他の選挙運動に関する収入について、法第189条に基づく報告書の提出その他適正な管理を行わなければならない。 5 略	(適正な選挙運動等) 第2条 略 2・3 略 4 出納責任者（法第180条第1項に規定する出納責任者をいい、これに代わってその職務を行う者を含む。）は、法第142条の3の規定により行うウェブサイト等を利用する方法による広告料収入その他の選挙運動に関する収入について、法第189条に基づく報告書の提出その他適正な管理を行わなければならない。 5 略

附 則

この条例は、令和9年3月1日から施行する。

鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第31号

鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例

鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(適用除外) 第54条 略 2 第3章から第10章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。 (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による <u>復旧復興（災害の復旧に限る。）</u> の事業又は同法第88条第2項に規定する事業 (2)～(4) 略	(適用除外) 第54条 略 2 第3章から第10章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。 (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による <u>災害復旧</u> の事業又は同法第88条第2項に規定する事業 (2)～(4) 略

附 則

この条例は、令和8年11月2日から施行する。

公 告

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鳥取県条例第8号）第6条の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その内容をインターネット上の鳥取県のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/330574.htm>）に掲載する。）

令和8年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治